

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

平成18年1月16日 さいたま市会場

質問者	質問の内容	回答
1 通関・ 倉庫業	検疫所毎の対応の仕方が異なることが多々ある。問い合わせに対しても同様のことが言える。対応、見解の統一をすばやくできないものでしょうか。	検疫所毎の対応等が統一されるよう努めているところですが、対応等が異なる具体的事例があればご照会願います。
2 食品等 事業者	日本は熱量ベースで60%を輸入に頼る食糧輸入大国である。日々の食卓も輸入食品なしでは考えられないものとなっている。このような実情にありながら輸入食品は悪者扱いで、表示上も嫌われる事が多い。ひとつの理由に輸入食品の法規違反はリスクの軽重にかかわらず一律に扱われているためと考えられる。食品のリスクを広範に比較し、リスクとしての位置づけをより正確に示すべきであると考えられる。輸入食品の規制も、国内の食中毒事案に比べ、突出して厳しいと思われる。ゼロリスクは存在しないし、バランスが重要である。	食品の安全性確保については科学的にリスクの程度に応じて実施する必要があると考えており、食品健康影響評価(リスク評価)の結果に応じた規制、基準を策定し、国内で流通するすべての食品、すなわち、国産・輸入の別を問わず、管理する必要があります。したがって、これらの規制に違反する場合は、一律に取扱うべきであり、輸入食品の規制が突出して厳しいものとは考えていません。
3 食品等 事業者	輸入食品の種々のリスクの中で、農薬や食品添加物のリスクが、どのような位置づけにあるのか、人体に対する影響という観点から科学的に解説いただければと思います。	輸入食品に限らず、食品における農薬等のリスクは、リスクとなる物質の種類、食品の加工方法、摂取方法により大きく異なるものと考えます。厚生労働省としては、これらのリスクについて必要に応じ、食品安全委員会にリスク評価を依頼し、その結果をふまえ、適切にリスク管理措置を講じているところです。
4 行政機 関	大量の食品が輸入されている現在、すべての食品に関して化学的微生物学的検査をするのは無理であると思いますが、実際に検査するものの選定はどのような基準で選んでいるのか教えていただきたいと思っております。	輸入時における輸入食品の微生物検査については、病原微生物などの検出事例や海外情報に基づき、違反の蓋然性が高いと判断された食品については、検査命令(輸入時の検査に合格しなければ輸入・流通ができない検査制度)を実施し、輸入の都度検査を実施しています。 また、多種多様な輸入食品の衛生状態を把握する目的で、年間計画に基づくモニタリング検査を実施しており、食品群ごとに無作為に検査を実施しています。 なお、検査項目の選定は、過去の違反状況や検出状況、海外での情報を参考としており、海外情報の収集は、在外日本大使館による情報や食品安全委員会事務局及び国立医薬品食品衛生研究所において収集している情報を参考にしています。なお、国立医薬品食品衛生研究所において収集している海外情報は国立医薬品食品衛生研究所のホームページにも掲載されています。 (http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html)
5 消費者	アメリカ・カナダの牛肉輸入再開における条件の1つである食肉処理の確認をいかに確保できるか疑問です。	米国及びカナダでは、と畜場等においてHACCPやマニュアルの策定が義務付けられ、これらに基づいてSRM除去が実施されています。また、と畜場におけるSRM等の衛生管理についての検証は、と畜場に常駐する政府の検査官が行っています。 米国農務省及びカナダ食品検査庁は、それぞれの国内規制に加えて輸出プログラムを満たす食肉処理施設等を日本向け輸出施設として認定し、そのリストを公表することとなっています。これらの認定施設において、輸出プログラムの遵守を確保することは、基本的には、輸出国の責任であり、米国農務省及びカナダ食品検査庁は、それぞれの認定施設について、立入検査等により遵守状況を確認するとともに、仮に問題があった場合には、牛肉の輸出中止、施設の認定取消し等の措置がとられることとなります。 さらに、日本側としても米国・カナダ国内での輸出プログラムの遵守状況を直接確認することが重要と考えており、厚生労働省と農林水産省の担当者を派遣して査察を行っています。
6 食品等 事業者	米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について説明会にて配布された資料の10項目にある輸出プログラムの違反に対する罰則の中に製品の回収等の制裁が科されるとありますが、この規定は輸入業者なのか、輸出国側なのかどちらにあてはまるものですか。	平成17年12月15日から12月21日まで行った「米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会」における説明資料の10ページの下のスライドについては、米国における輸出プログラム違反に対する罰則としてお示したものです。
7 食品等 事業者	ポジティブリスト制度導入により、輸入時の手続にどのような変更が生じるでしょうか？	ポジティブリスト制度導入により、法的に定められた輸入時の手続に変更が生じるものではありません。

質問者	質問の内容	回答
8 食品等事業者	いわゆるポジティブリスト制度が導入されるにあたって、輸入食品について事業者が特に留意する点があれば教えて欲しい。	食品衛生法第3条第1項に「食品等事業者は、販売食品等について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、また、食品安全基本法第8条では「肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。」と規定されており、特にポジティブリスト制度の導入に当たっては、農薬等の生産段階における使用の把握、適正使用の管理等に留意して輸入する必要があると考えます。
9 検査機関	ポジティブリスト制度導入に伴い、検査所検査体制・検査成分等変更点があれば教えていただきたい。	ポジティブリスト制導入に伴い、輸入食品に限らず、意見交換会の開催、関係団体等の研修会等への参加、厚生労働省ホームページの充実化等により、正確な情報提供を行うこととしています。
10 食品等事業者	残留農薬ポジティブリスト制の導入による監視体制の強化、変更部分を明示願いたい。	また、輸入食品の監視にあたっては、検査機器の増設、食品衛生監視員の増員、検査所におけるモニタリング検査(年間計画に基づく検査)の検査項目を拡大することを予定しており、現在、検査項目等について検討を行っているところです。
11 食品等事業者	輸入食品のポジティブリスト(農薬等)制度に対する取組について、国の対応策を教えてください。よろしく願います。	その実施にあたっては、輸出国における農薬や動物用医薬品の使用実態等を踏まえた検査項目の選定や一斉分析法の活用などにより、効果的、効率的な検査の実施に努めたいと考えています。
12 食品等事業者	ポジティブリストについてどの様に取り組むのか、例を挙げて紹介頂ければ幸いです。	
13 消費者	輸入食品の安全性として、特に冷凍食品(野菜等)についての輸入について普通生野菜では使用が禁止されている農薬が使用されているかどうかの管理が甘いと聞いているが、それが構造上ありえるのかどうかをお聞きしたいと思います。	湯通しやボイルを行ったのみの冷凍食品や乾燥品などの簡易な加工品については、検査が可能なことから生野菜と同様に輸入時の検査を行っているところです。検査にあたっては、これまでの違反状況など幅広い農薬の種類について検査を実施しています。
14 食品等事業者	残留農薬のポジティブリスト制に関する対応について勉強のために参加します。加工食品への適用については、今ひとつはつきりしないところがあり、もう少し分かりやすいQ&Aの設営を希望します。	意見交換会の開催、関係団体等の研修会等への参加、厚生労働省ホームページの充実化等により、正確な情報提供を行うとともに、本制度に係るQ&Aについても、作成・公表することとしています。
15 食品等事業者	当方は業務用食材を取り扱う給食業界のものですが、残留農薬のポジティブリスト制度が導入されるのにあたって、仕入れ業者への安全性の確認をとることの必要性を倫理上どの程度まで要求すべきか、今回は安全という観点からは重要なのですが、価格コストにはねあがるという意味で非常に心配です。	食品の製造にあたっては、食品衛生法で規定する規格基準等に適合した原料を使用する必要があります。残留農薬等の基準値を遵守する方法は、食品等事業者が扱う製品により異なるものと考えられますが、生産から消費に至る各段階における的確な管理が大切であり、使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従った検査を行うことが合理的であると考えます。例えば、農作物に使用した使用履歴があるのであれば、その農薬を、防除基準や防除歴があるのであれば、その農薬を検査することが考えられます。
16 食品等事業者	農薬メーカーです。やはり輸入食品中の残留農薬の種類、国別の動向、また作物別の動向が気になります。一時問題になった中国は日本の関係者の指導等によりかなり改善されたようですが、注視して行く必要があると思います。中国以外のアジア系の国々については、出来るだけ範囲(作物、農薬の種類)を広げて行くことが重要であると考えます。	モニタリング検査において多種多様な輸入食品の衛生状態を把握し、違反の蓋然性を確認することとしています。
17 食品等事業者	1. 検査モニタリングの200項目は輸入食品ジャンルに一律適用なのでしょう。2. 200項目はどのようにして選択したのでしょうか。3. 検査所ではどんな方法で、200農薬もモニタリングしているのでしょうか。	検査所で実施している農薬のモニタリング検査は農産物の種類を問わず実施しており、茶等の一部の食品では更に検査項目を増やして実施しています。200項目の選定にあたっては、暫定基準1次案を基に基準が多く設定されている農薬を優先に項目を選定しています。実施にあたっては一斉分析法を活用しているところです。
18 消費者	いま、わが国には輸入食品があふれています。当然輸入食品のモニタリング検査は実施されていますが、実際には輸入届出件数の10%前後弱と言われています。これまでも中国等からの輸入食品からは我が国で認められていない物質が検出されていますし、心配です。特に違反件数が多い地域はアジア諸国だとも言われています。是非モニタリング検査を増やし、国民に安全な食品の提供に対応できる体制を確立していただきたいと思えます。	輸入食品の監視にあたっては、毎年度策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国での衛生管理、輸入時での検査、国内での指導を基本に実施しています。特に輸入時検査は、検出事例や海外情報等を参考に効率的、効果的、重点的に実施することとしています。また、輸入者への指導の強化、輸出国での衛生管理体制の確立などにも積極的に取り組んでいます。

	質問者	質問の内容	回答
23	消費者	<p>監視システム-Tracing-ICタグなどの技術論と手法を確立する試みが必要と考える。(責任体制-責任者-分担を明確にすること)(生産&)材料-生産工程(加工、保管)-検査(試験)という物流フローを事例で明確にする管理手法へ(各段階では技術面の定義を書類作成すること)。</p> <p><現場情報把握の技術> 消費者は安全管理の費用を負担すること。(安全とその確率論を学ぶこと。)</p> <p>やはり透明性と説明責任を強く打ち出す。(必要なデータ類を取得すること)-データ類の公開責任(説明論)</p> <p>監視システム 責任体制:行政に設定する。</p> <p>行政には ・資質と能力を要求する。 ・スピードを要求する。 ・効果を要求する。(ステップアップ手法、練り直し手法など) ・個と全体の統括力を要求する。 ・公 行政は執念深くひとつずつ実施すること ・私 民間事業では、自由な研究、自由な活動にトライする。(ビジネスとして契約責任は必須事項) →ブランドとしてリスク管理を持つ。 ・又契約当事者として消費者個人はリスクを持つ。</p>	ご意見をいただき、ありがとうございます。
24	食品等事業者	食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入について、我が国への食品の輸出国に対しては周知説明がなされているのですか。	厚生労働省としては、本制度に関して、平成15年の法改正の際から、各国の在京大使館等を通じ、情報提供を行うとともに、3回にわたり意見募集を行ってきたところで